

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

172

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合等の特別徴収の継続

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、香美町、鳥取県、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合等に、特別徴収の要件(年額 18 万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 1/2 を超えない)を満たす場合、前年度 10 月から2月の保険料額にかかわらず、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。

具体的な支障事例

【現状】

後期高齢者医療制度における年金からの特別徴収では、前年度 10 月から2月に特別徴収されていた者について、当該年度の5月末までの間に年金が支給される場合は、市町は特別徴収により徴収ができる制度となっている。このため、所得の減少や世帯の変動等に伴い年間保険料が減少する場合、年度途中で過徴収となった保険料を調整するために、10 月から2月の間の特別徴収額を0円に設定せざるを得なくなることで、翌年度の徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わる。

【支障事例】

一度特別徴収となった年金受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更されることの理解が得にくく、市町における円滑な保険料徴収事務の支障となっている。

保険料額の還付に伴い特別徴収が中止されてしまう場合において、特別徴収対象者の要件(年額 18 万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 1/2 を超えない)を満たせば、前年度 10 月から2月の保険料額にかかわらず、前年度保険料の 1/6 の額を仮徴収額として翌年度当初から特別徴収を継続できるようにすること。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特別徴収が継続することにより被保険者にとって納付書で直接納付する手間がなくなり、保険料の未納を防ぐことができる。また、保険者側にとっても事務の軽減が期待できる。

根拠法令等

・高齢者の医療の確保に関する法律第 107 条,110 条  
・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 110 条  
介護保険法第 134 条~140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

留萌市、須賀川市、ひたちなか市、那珂市、埼玉県、所沢市、中野区、八王子市、川崎市、寒川町、新潟県、多

治見市、三島市、瀬戸市、津島市、豊田市、芦屋市、伊丹市、斑鳩町、出雲市、玉野市、山陽小野田市、高松市、宇和島市、嘉麻市、熊本市、宮崎市、沖縄県、那覇市

○当市においても、以前から同様の支障事例がみられ、特に顕著な事例としては地震の被災に対する減免が挙げられる。平成 28 年度に約 2 万件の震災減免を実施し、同対象者については平成 29 年度に普通徴収へ移行したことから、納付通知書発送時の問合せが大幅に増加したところである。

○特別徴収から普通徴収に切り替わった対象者は昨年度 200 名弱いる。納付方法が変更になったことに気が付かず、納付されない場合が多いことや、なぜ特別徴収での納付でなくなったのか等の問い合わせも多い。被保険者に分かりやすい納付を推進し、かつ保険料の安定的な納付を促すには特別徴収を継続することが必要である。